

**内航海運船団輸送力向上事業費補助金
募集要項**

令和 8 年 8 月

1. 背景・目的

内航海運は、国内貨物輸送全体の約4割、産業基礎物資輸送の約8割を担い、我が国の国民生活や経済活動を支える基幹輸送インフラである。他方、トラックドライバー不足への対応としてのトラックから船舶へのモーダルシフトの進展や、インバウンドの受入強化に伴う航空燃料の海上輸送需要の増加が見込まれている。

こうした中、令和4年4月に施行された海事産業強化法に基づき船員の労働時間管理の厳格化が進んだ結果、船員の配乗調整に係る余裕が無くなる等のことから船舶の稼働率の低下が課題となっている。

また、内航海運においては、船員の育成が個々の船主単位で行われていることから、船員の技能水準や運用ルールにばらつきが見られ、船団全体としての人材の有効活用や柔軟な配船が十分に行われていない状況にある。これにより、特定の船員に依存した配乗構造が形成され、欠員発生時における代替対応が困難となるなど、配船の制約要因となっている。

さらに、船団運用においては、船舶の運航状況、船員の配置状況及び資格・技能情報等が一元的に把握されておらず、配船及び船員配置の調整に時間を要するなど、迅速かつ合理的な判断を行うための体制も十分とは言えない状況にある。

今後、内航海運の輸送需要に対応し、安定的な海上輸送を確保するためには、個別船舶の機能向上にとどまらず、船員の技能向上及び能力の均質化又は船団内の情報共有及び配船機能の高度化を通じて、既存船舶の運用効率の向上及び配船の柔軟化を図ることが重要である。

こうした中、本補助金では、オペレーターが主体となり、複数の船主等と連携して、船員の育成及び能力向上並びに配船機能の高度化に係る目標及びその達成に向けた取組をまとめた計画（内航海運船団輸送力向上計画）の策定及び当該計画に基づく取組を支援する。これにより、船団全体における船員の技能水準の均質化を図り、配船の柔軟化等を通じた船舶の運用効率の向上を促進するとともに、これらの取組の成果を業界全体へ波及させることで、内航海運における船団の輸送力向上と安定的な輸送体制の確保に寄与することを目的とする。

2. 補助金制度概要

補助金名称	内航海運船団輸送力向上事業費補助金
補助対象事業者	・オペレーターが主体となって企画し、オーナー又は船舶管理業者と共同で実施すること。 ・内航海運事業者は、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン（第3版）」及び「内航海運における運賃・用船料等の算出の「標準的な考え方」」を遵守している、又は遵守する体制を有していること。 《内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン》 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001989127.pdf 《内航海運における運賃・用船料等の算出の「標準的な考え方」》 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk3_000110.html

補助対象事業	補助対象事業は、下記の（ア）、（イ）に該当する取組とする。 （ア）計画策定 ・オペレーターが主体となり、複数の船主又は船舶管理者と連携して、船員の育成及び能力向上並びに配船機能の高度化に係る目標及びその達成に向けた取組をまとめた「内航海運船団輸送力向上計画」を策定するもの。 ・計画には、参加事業者の名称を記載するとともに、船団全体の輸送力向上に向けた取組内容と数値目標（船舶稼働率、船員一人あたりの輸送量、運航停止件数等、可能な限り定量的に測定可能な指標）を記載することとする。数値目標については、事業内容に応じて適切な指標を一つ以上設定するものとする。 （イ）実証実施 ・（ア）の「内航海運船団輸送力向上計画」に基づき、複数のオーナー又は船舶管理者にまたがる横断的な取組として、船員の技能向上及び能力の均質化又は船団内の情報共有及び配船計画の高度化を通じて、船舶の運用効率の向上及び配船の柔軟化等による船団の輸送力の向上及び安定的な海上輸送の確保を図るもの。 ・事業実施は、令和 9 年 3 月までに実施すること。 ・天災等やむを得ない事業により実施不可となった場合には、速やかに海事局内航課の問い合わせ先に連絡すること。
補助率	補助対象経費の 1 / 2 以内（補助対象経費は別添参照）
補助上限額	1 事業あたり 1,000 万円まで
応募期間	令和 8 年 8 月 3 日（月）から <u>令和 8 年 8 月 31 日（月）</u> まで （以降、予算の範囲内において順次募集開始予定）

3. 応募手続き

(1) 応募期間

公募開始日：令和 8 年 8 月 3 日（月）

募集締切 ： 令和 8 年 8 月 31 日（月） 17 時必着

(2) 申請書類

以下の書類に必要事項を記載の上、提出してください。

- ・ 様式第 1 補助金交付申請書
- ・ 様式第 1 別添資料 補助対象事業実施計画書

(実施計画書については、記載例もご参照ください)

(3) 提出方法

本補助金は電子メールによる電子申請のみ受け付けます。

3. (2)の書類を電子メールに添付の上、以下の宛先に提出してください。また送信の際の件名は必ず「【提出】内航海運船団輸送力向上事業費補助金（代表事業者名、担当者氏名）」としてください。他の件名で送信された場合、適切に受付ができない場合があります。

(宛先) E-mail : hqt-naiko@ki.mlit.go.jp

4. 交付決定基準

交付決定基準は以下のとおりです。

- ① 補助事業に係る計画が妥当であるか。(補助対象事業実施計画書 3.②の記載内容)
- ② 複数の事業者にもたがる横断的な取組で、船員の技能向上及び能力の均質化又は船団内の情報共有及び配船計画の高度化を通じて、船舶の運用効率の向上及び配船の柔軟化等による船団全体の輸送力向上効果が高い取組であるか。(補助対象事業実施計画書 3.②及び 3.③の記載内容)
- ③ 補助事業に係る取組が先進性、波及可能性及び持続可能性を有しているか。(補助対象事業実施計画書 4.の記載内容)
- ④ 補助事業に係る実施体制が妥当であるか。また、オペレーターが主体的に関与し、必要に応じて費用負担を行うなど、主体的関与の程度が十分であるか。(補助対象事業実施計画書 5.の記載内容)

5. 応募にあたっての留意事項

(1) 法令等の適用

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、内航海運船団輸送力向上事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、内航海運船団輸送力向上事業費補助金実施要領（以下「実施要領」という。）の適用を受けます。申請にあたっては、本募集要項に加え、これらの関係法令の他、交付要綱、実施要領を必ずご確認ください。

なお、補助金の目的外使用等の違反行為を行った場合には、補助金の交付決定の取り消しや返還等の処分が行われますので十分留意してください。【交付要綱第 19 条参照】

(2) 重複補助の禁止

国土交通省を含む他の公募事業等により実施中の補助対象事業（応募時点で支援が決定しているものを含む。）と内容が類似している事業については、本事業へ応募できません。

また、本事業への応募後、当該応募に係る補助対象事業と内容が同じものが他の公募事業等に採択された場合は、直ちに（7. 問い合わせ先）までご連絡ください。

(3) 虚偽記載等に対する措置

提案書類に虚偽の内容を記載した場合、補助対象事業の不採択や採択の取り消し、事業費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。【交付要綱第 19 条参照】

(4) 補助対象事業の中止等の措置

天変地異その他やむを得ない事由により補助対象事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、補助対象事業の中止等について国土交通省と協議するようにしてください。事業者都合による中止の場合、国土交通省から支払った補助金の全額又は一部を返還いただく場合があります。【交付要綱第 10 条参照】

(5) 財産処分の制限

補助対象事業者は、交付要綱第 21 条第 2 項で定める期間内において、補助事業により取得した財産等を処分しようとするときは、事前に国土交通大臣の承認を受ける必要があります。【交付要綱第 21 条参照】

6. 事業状況の報告

補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、その日から起算して 30 日を経過した日又翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに交付要綱に定める補助対象事業実績報告書を提出してください。また、本事業終了後 3 年間は、実施要領に定める事業状況報告書を毎年度終了後に提出していただきます。なお、本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしております。【交付要綱第 14 条及び第 15 条参照】

7. 問い合わせ先

国土交通省海事局内航課 事業班 中村、石堂

電話番号：03-5253-8627（直通番号）

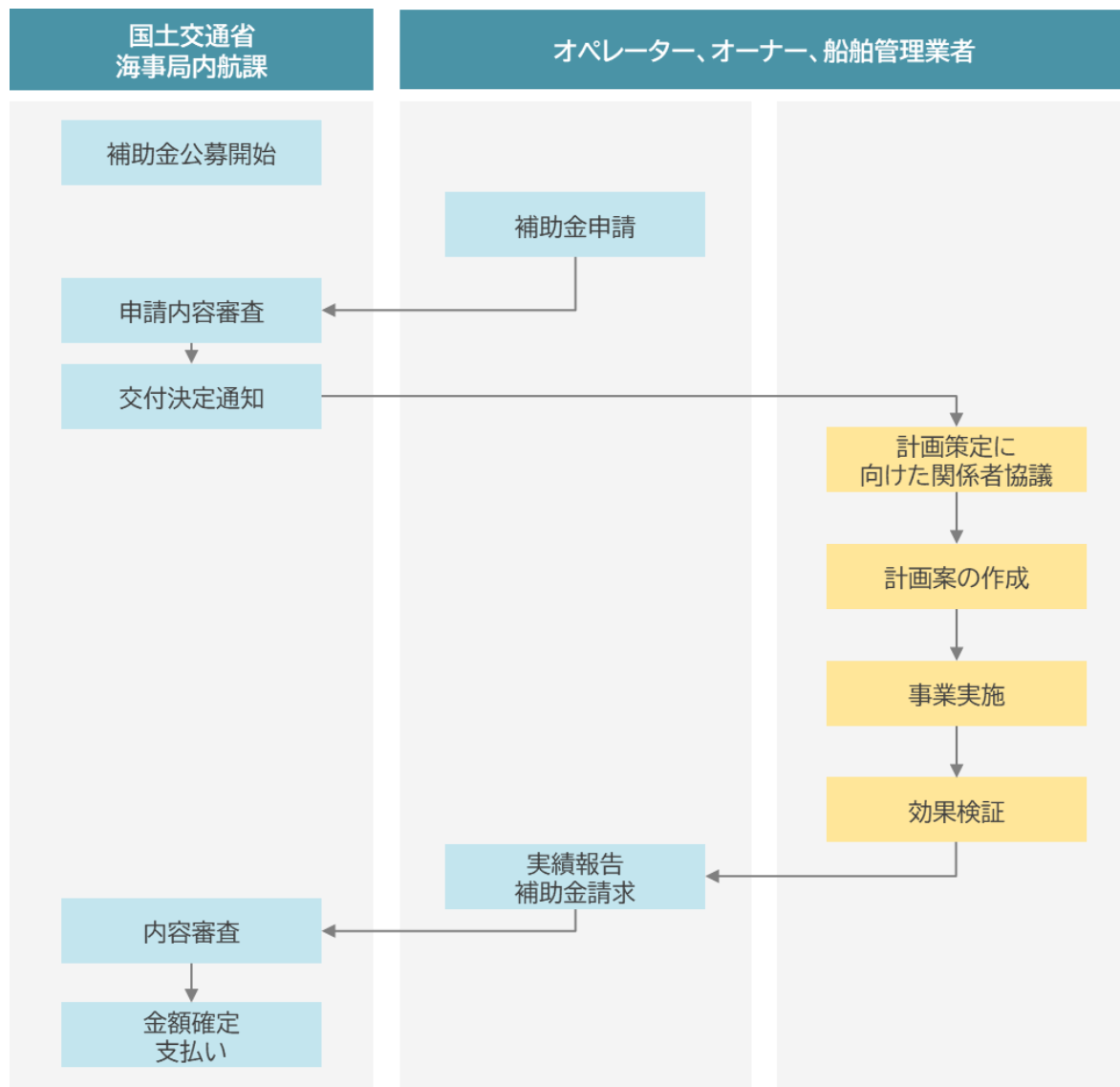
E-mail：hqt-naiko@ki.mlit.go.jp

8. 補助対象経費

	区分	内容
1	人件費	本事業を実施する上で必要な人件費。ただし、本事業のみに従事することが確認できることを条件とし、本事業を実施する団体の正職員や正社員に対する人件費は対象外とする。 (例) ・ 計画策定や事業運営等に必要な事務作業を実施する者の人件費
2	謝金及び旅費	専門家等に対する謝金及び移動交通費 (例) ・ 専門家等を招聘する際にかかる経費 ・ 訓練や研修等の受講、他事業者との調整・会議等にかかる移動交通費
3	外部委託費	本事業の一部を外部の業者等へ委託し、契約に基づき実施することで発生する経費 (例) ・ 船団の輸送力向上の効果分析や検証を行う際に、外部調査会社に調査を委託する際にかかる経費 ・ 船員育成プログラムの設計や体系的な教育訓練の実施等を委託する際にかかる経費
4	借料・損料及び使用料	本事業の取組にかかる備品等のリース料 (例) ・ 会議室、研修施設等の使用料 ・ シミュレーター機器や訓練設備等のリース料
5	教育訓練実施経費	船員の育成及び能力向上のために必要となる経費。 (例) ・ 船員の育成及び能力向上に資する講習、研修、訓練等の受講料 ・ BRM 訓練、ERM 訓練、シミュレーター訓練等の実施に要する経費 ・ 資格取得に係る講習費用
6	設備導入経費	本事業の取組に直接必要な設備又はシステムの導入に要する経費。 (例) ・ 船員の技能向上に資する訓練設備（操船シミュレーター、機関訓練装置等）の導入に係る経費 ・ 船団内の船員の資格・技能情報や配置状況等を一元的に管理するための情報共有システムの導入に係る経費 ・ 船舶の運航状況や輸送需要等の情報を踏まえ、配船計画の立案及び見直しを支援する配船計画支援システムの導入に係る経費
7	その他諸経費	前各号に掲げるもののほか、本事業の実施に必要と認められる経費

上記に掲げる費用例以外の経費について、補助対象経費になりうるか否かについては、適宜「7. 問い合わせ先」にご連絡、ご相談ください。

9. 補助金交付決定から金額確定、支払までの流れ



※必要に応じて現地視察、ヒアリングを実施